

第 2 期香取市子ども・子育て支援事業計画
～輝く笑顔！地域で支える子育てのまち 香取～
(案)

令和元年 8 月
香取市

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象	2
4	計画の期間	2
5	計画の策定体制	3
第2章	子ども・子育てを取り巻く状況	
1	子どもや子どものいる家庭の状況	4
2	婚姻・出産等の状況	4
3	就業の状況	4
4	教育・保育の状況	5
5	アンケート調査結果について	6
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	19
2	施策の基本的視点	19
3	計画の体系図	20
4	推計児童人口	20
第4章	施策の展開	
1	子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）	21
2	放課後子ども総合プラン	42
3	次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）	43
第5章	計画の推進	
1	計画の推進体制	51
2	計画の進捗管理	52
3	計画の周知及び広報	52
	資料編	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

近年、我が国においては、急速な少子化等を背景として、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

国においては、国や地域を挙げて、「社会全体で子ども・子育てを支援」という新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

これらの法律に基づき、国では、平成27年4月から、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」を施行しました。

本市では、新制度に基づき「香取市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を総合的・計画的に推進してきました。

一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化しています。

また、全国的に少子化が進む中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、第1期計画を見直すとともに、本市のさらなる子育て環境の向上、発展に向けて、「第2期香取市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

本市における次に掲げる計画とも整合性を図りながら策定をします。

- ・ 第 2 次香取市総合計画
- ・ 第 2 次香取市地域福祉計画
- ・ 香取市第 3 次障害者基本計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画
- ・ 香取市健康増進計画（健康かとり 21）
- ・ 香取市男女共同参画計画

3 計画の対象

本計画は、本市に生活する 18 歳未満の子どもとその育成に関わりのあるすべての人々・関係する機関等を対象としています。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度までの 5 年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

2015 年度 (H27 年度)	2016 年度 (H28 年度)	2017 年度 (H29 年度)	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度 (H31 年度)	2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)
現行計画（2015～2019）					第 2 期計画（2020～2024）				

5 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第 77 条に規定する香取市子ども・子育て会議を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査等を基に子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定します。

(1) 香取市子ども・子育て会議の実施

子ども・子育て支援法第 77 条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議します。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査として平成 30 年 11 月に実施しました。

(3) パブリックコメントによる意見公募

ホームページ等において計画案を公表し、意見を収集します。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

※統計データ整理中

1 子どもや子どものいる家庭の状況

- (1) 人口の推移
- (2) 児童数の推移
- (3) 自然動態
- (4) 社会動態
- (5) 世帯構成

2 婚姻・出産等の状況

- (1) 婚姻・離婚
- (2) 未婚率
- (3) 出生数
- (4) 合計特殊出生率

3 就業の状況

- (1) 就業者数
- (2) 年齢別労働力率

4 教育・保育の状況

- (1) 保育所（園）
- (2) 幼稚園
- (3) 小学校
- (4) 放課後児童クラブ
- (5) 子育て支援センター
- (6) 児童発達支援事業所等

5 アンケート調査結果について

(1) 調査の目的

本調査は、より一層の子育て支援施策の充実に向けて、本計画の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査として実施しました。

(2) 調査対象および調査方法

○調査実施日：平成 30 年 11 月

	調査対象者	対象者数	
1	就学前児童保護者	2,053 人	・保育所（園）・認定こども園・幼稚園就園児は各所（園）を通じた配付・回収 ・未就園児は郵送配付・回収
2	小学生保護者	1,383 人	・小学 1～3 年生を対象に学校を通じた配付・回収

(3) 回収状況

	対象者	配付数	回収数	回収率(%)
1	就学前児童保護者	2,053 人	1,478 件	72.0%
2	小学生保護者	1,383 人	1,156 件	83.6%

(4) アンケート調査結果

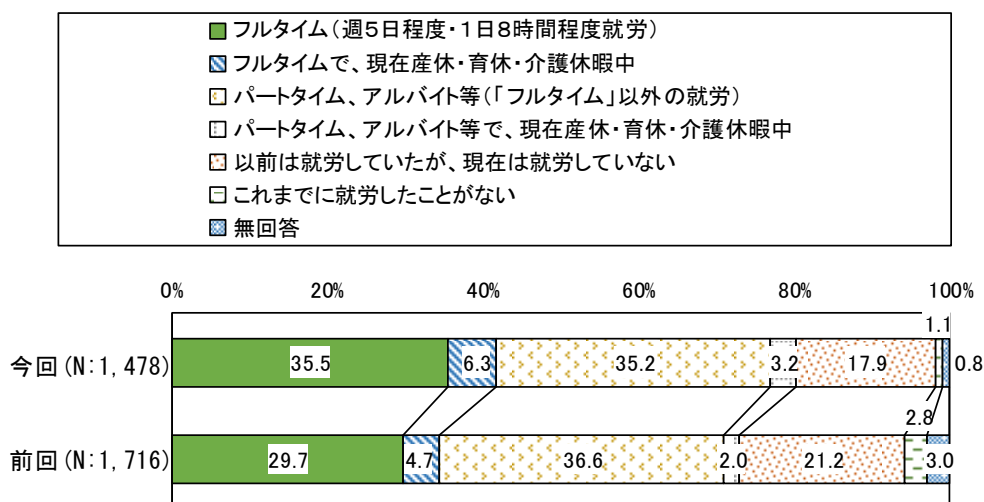
① 保護者の就労状況について

保護者の就労状況については、就学前児童及び小学生の保護者の双方とも父親はフルタイム、母親はフルタイムやパート・アルバイトで就労している割合が、前回の調査時よりも多くなっています。就労に対する意欲が高く、育児をしながら就労を継続したという家庭が増えていることがうかがえます。

また、現在は就労していないものの、近い将来に就労したいと考えている母親も多くなっています。

※前回調査との比較では、平成 25 年 11 月に実施した調査結果を参考資料としています。

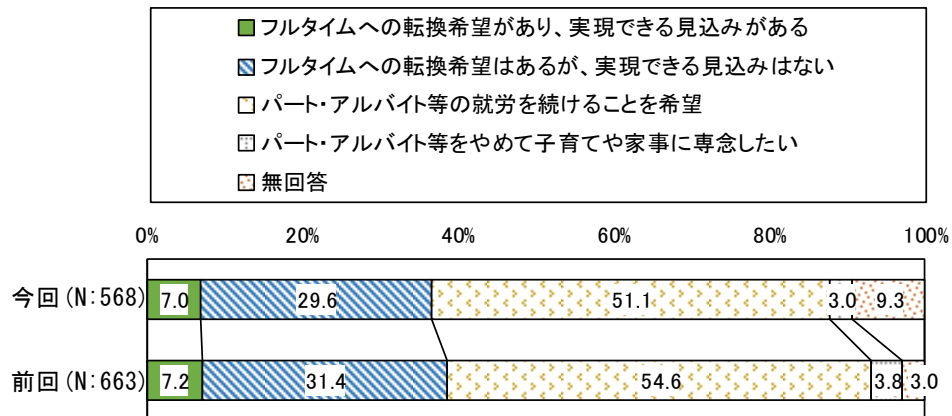
■ 母親の就労状況（就学前児童保護者調査）



母親の就労状況では、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度就労）」の回答が35.5%と最も多く、次いで「パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）」が35.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が17.9%と続いています。

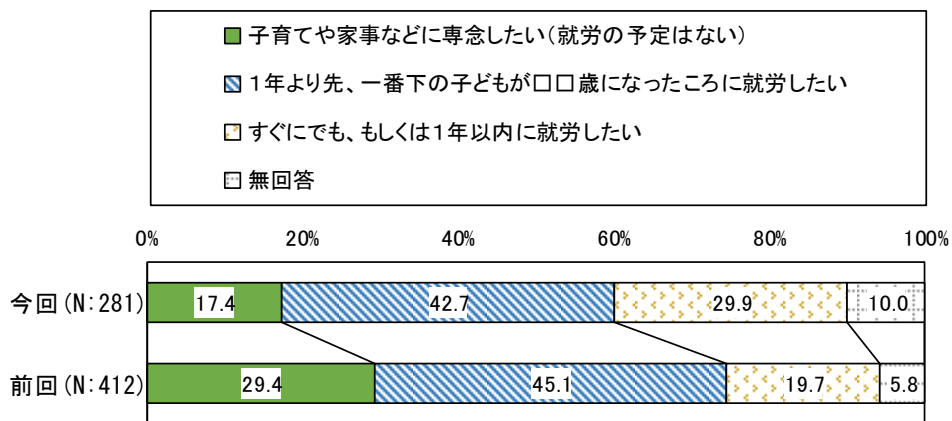
フルタイムやパートタイム、アルバイト等で就労していると回答した人の合計が80.2%と、前回調査の73.0%と比べて、7.2ポイント増加しており、全体的に就労している母親が多くなっています。

■パート・アルバイト等で働く母親のフルタイムへの転換希望（就学前児童保護者調査）



パートタイム、アルバイト等で就労している母親については、36.6%がフルタイムへの転換希望がある（「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」（7.0%）、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」（29.6%）の合計）と回答しています。前回調査と比べても、同様の傾向がみられます。

■現在就労していない母親の就労希望（就学前児童保護者調査）



現在就労していない母親については、72.6%が今後の就労希望がある（「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」（42.7%）と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（29.9%）の合計）と回答しています。また、「子育てや家事などに専念したい」が17.4%となっています。

今後の就労希望があると回答した人の合計が72.6%と、前回調査の64.8%と比べて、7.8ポイント増加しており、全体的に就労希望のある母親が増加しています。

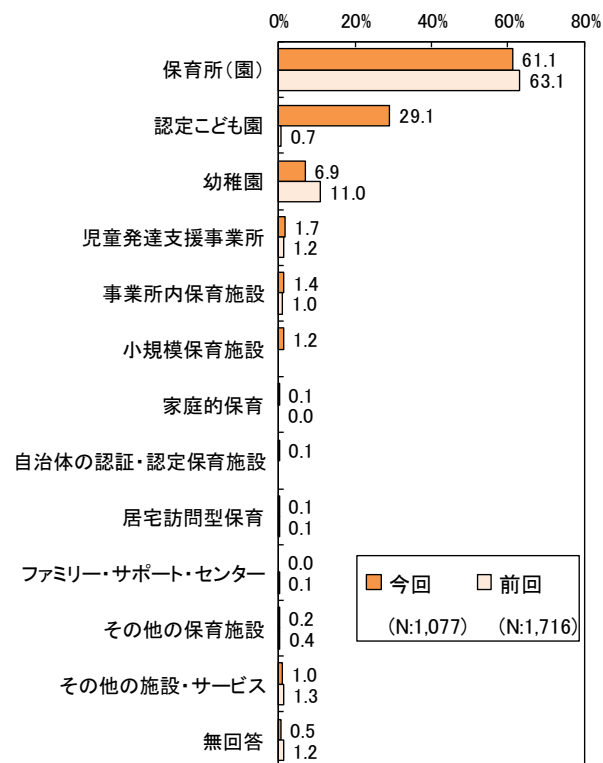
② 保育所（園）や幼稚園等の施設・サービスの利用状況と利用希望について

就学前児童については、両親ともに就労している家庭が多い状況を反映し、現在利用している保育所（園）や幼稚園等の施設サービスと今後定期的に利用したい施設・サービスはともに「保育所（園）」、「認定こども園」が多い状況にあります。現在の利用割合に比べて、今後利用したい施設としての回答が多いのは「認定こども園」です。これは、近年、市内に保育所から認定こども園に移行した施設が増えていることが要因と思われます。

また、その他のサービスについては、幼稚園型預かり保育や病児・病後児保育への利用希望が多いことがうかがえます。

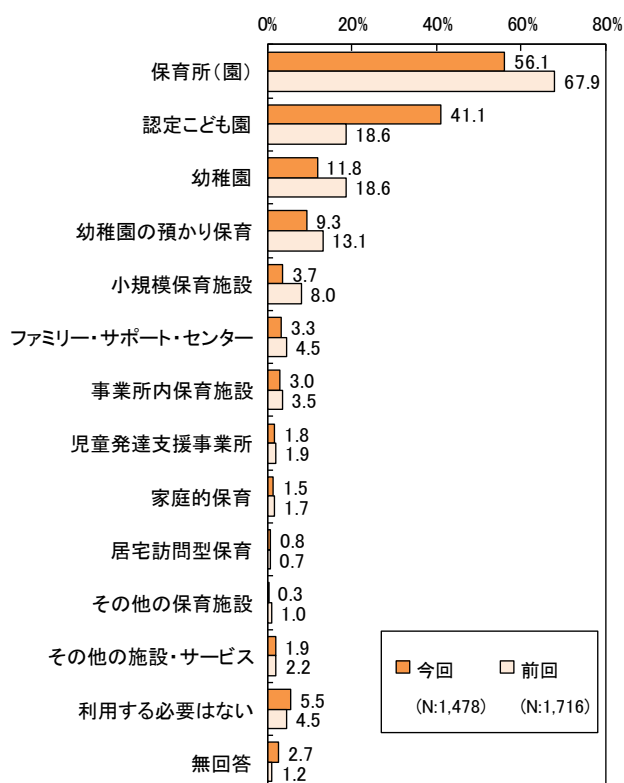
全国的な傾向と同じく当地域においても核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親家庭の増加等により、今後も施設やサービスの利用状況は伸びていくことが考えられます。将来の需要を見極めつつ、安心して利用できる子育て環境の構築が求められています。

■ 現在利用している保育所（園）や幼稚園等の施設・サービス（就学前児童保護者調査）



現在利用している施設サービスは、「保育所（園）」が61.1%と最も多く、次いで「認定こども園」が29.1%、「幼稚園」が6.9%となっており、前回調査に比べて、「認定こども園」の利用が多くなっています。

■ 今後も定期的に利用したい、もしくは新たに利用したい施設・サービス
 (就学前児童保護者調査)

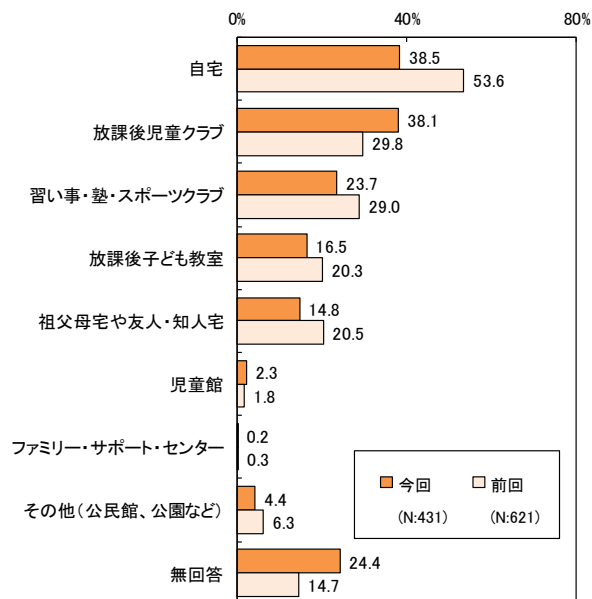


今後も定期的に利用したい、もしくは新たに利用したい施設・サービスについては、「保育所(園)」との回答が 56.1%と最も多く、次いで「認定こども園」が 41.1%、「幼稚園」が 11.8%となっています。前回調査に比べて、「保育所(園)」が 11.8 ポイント減少し、「認定こども園」が 22.5 ポイント増加しています。

③放課後の過ごし方について

放課後の過ごし方の現状や利用意向については、就学前児童と小学生ともに、「自宅」、「放課後児童クラブ」、「習い事・塾・スポーツクラブ」が多い状況です。特に「放課後児童クラブ」については、保護者の就労状況の変化もあり前回調査に比べて割合が多くなっています。

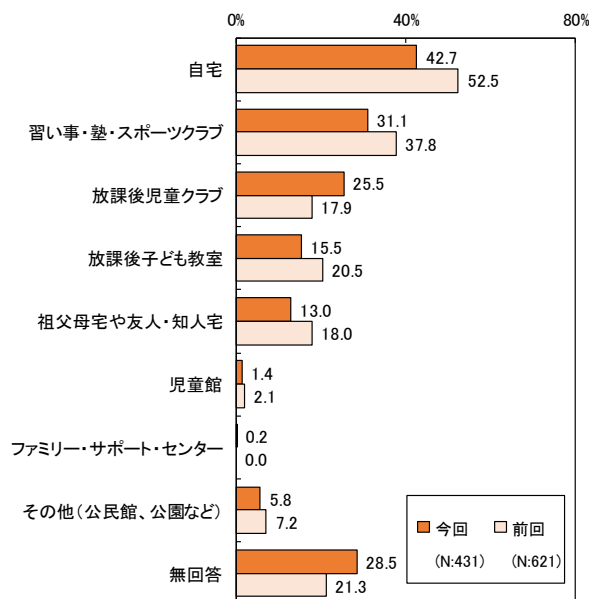
■低学年時（1～3年生）に子どもを放課後過ごさせたい場所（就学前児童保護者調査）



小学校低学年（1～3年生）のうち放課後の時間をどこで過ごさせたいかをたずねたところ、「自宅」が38.5%と最も多く、次いで、「放課後児童クラブ」が38.1%、「習い事・塾・スポーツクラブ」が23.7%となっています。

前回調査と比べてみると、「自宅」が15.1ポイント減少し、「放課後児童クラブ」が8.3ポイント増加しています。

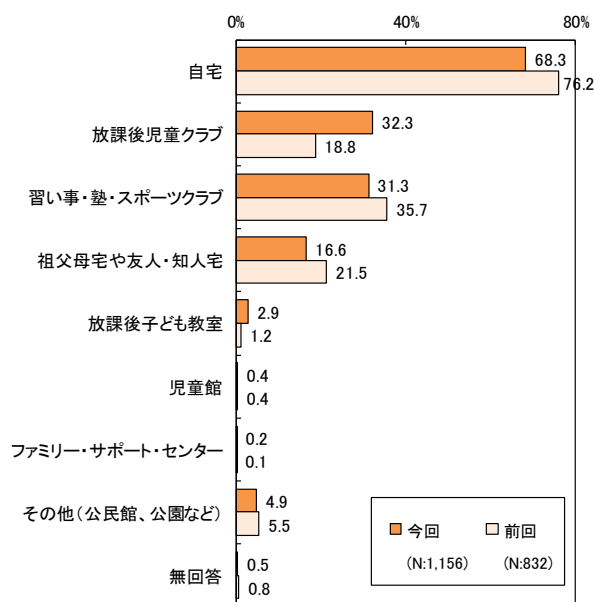
■高学年（4～6年生）になった場合に子どもを放課後過ごさせたい場所（就学前児童保護者調査）



小学校高学年（4～6年生）になった場合に放課後の時間をどこで過ごさせたいかをたずねたところ、「自宅」が42.7%と最も多く、次いで「習い事・塾・スポーツクラブ」が31.1%、「放課後児童クラブ」が25.5%となっています。

前回調査と比べてみると、「自宅」が9.8ポイント減少し、「放課後児童クラブ」が7.6ポイント増加しています。

■現在の放課後過ごし方（小学生児童保護者調査）



現在、放課後をどこで過ごしているかをたずねたところ、「自宅」が68.3%と最も多く、次いで、「放課後児童クラブ」が32.3%、「習い事・塾・スポーツクラブ」が31.3%となっています。

前回調査と比べてみると、「自宅」が7.9ポイント減少し、「放課後児童クラブ」が13.5ポイント増加しています。

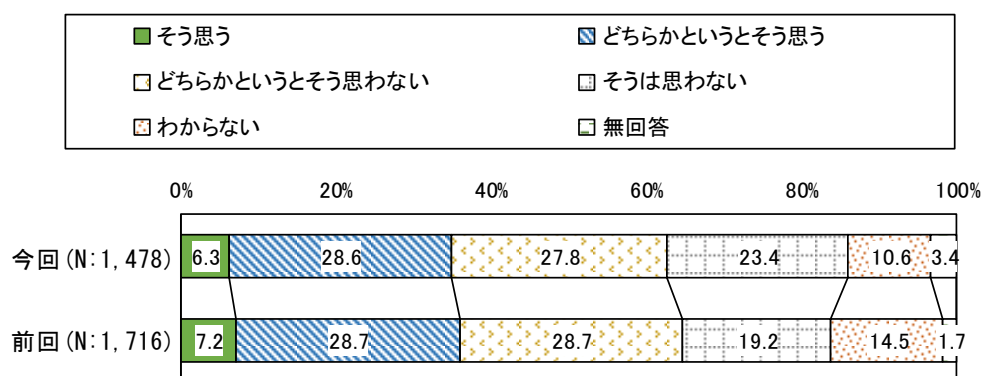
④子育て支援全般について

子育てのしやすさについては、就学前児童及び小学生の保護者の双方とも肯定的な意見を否定的な意見が上回っており、その差は前回調査と比較して大きくなっています。

子育てしやすいまちだと思える理由は、「自然環境がよい」、「地域の人や知人が何かと助けてくれる」などの回答が多い一方で、子育てしやすいまちだと思わない理由は、「子どもの遊び場が少ない」、「保育サービスが不足している」などの回答が多くなっています。

今後重要だと思う子育て支援については、前回調査同様に「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」、「小児医療体制の充実」、「子育てへの経済的支援の充実」、「放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実」などの回答が多くなっています。今後も、すべての子どもが健やかに成長し、切れ目なく安心して支援を受けることができる環境づくりが重要です。

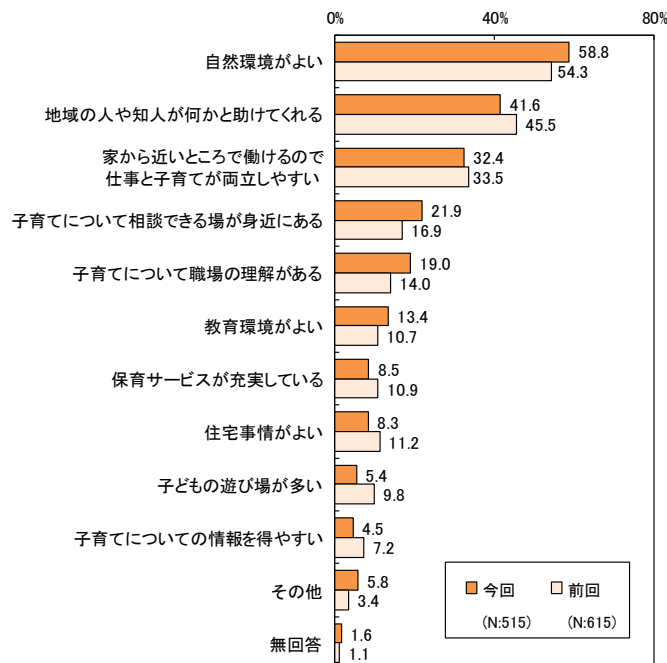
■香取市での子育てのしやすさ（就学前児童保護者調査）



香取市は、子育てをしやすいまちだと思うかについては、「そう思う」（6.3%）と「どちらかというと思う」（28.6%）を合わせると34.9%となっており、「どちらかというと思わない」（27.8%）、「そうは思わない」（23.4%）を合わせた51.2%を下回っています。

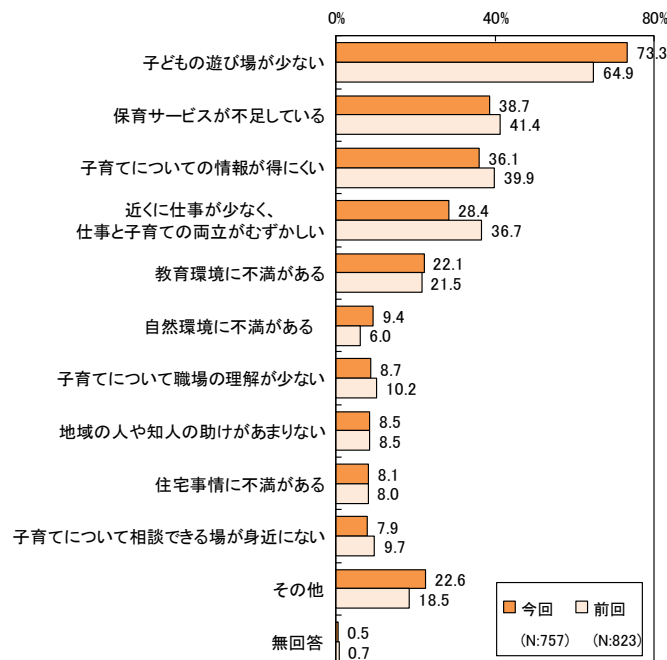
前回調査と比べて、「そうは思わない」が4.2ポイント増加していますが、全体的にほぼ同様の傾向がうかがえます。

■子育てしやすいまちだと思える理由（就学前児童保護者調査）



子育てしやすいまちだと思える理由は、「自然環境がよい」が 58.8%と最も多く、次いで「地域の人や知人が何かと助けてくれる」が 41.6%、「家から近いところで働けるので仕事と子育てが両立しやすい」が 32.4%となっており、前回調査と同様の傾向がうかがえます。

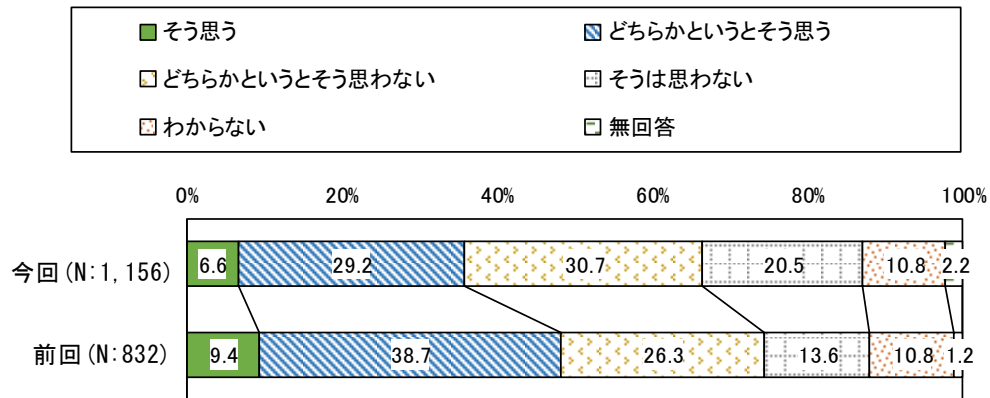
■子育てしやすいまちだと思わない理由（就学前児童保護者調査）



子育てしやすいまちだと思わない理由は、「子どもの遊び場が少ない」が 73.3%と最も多く、次いで「保育サービスが不足している」が 38.7%、「子育てについての情報が得にくい」が 36.1%となっています。

前回調査と比べて、「子どもの遊び場が少ない」が 8.4 ポイント増加し、「近くに仕事が少なく、仕事と子育ての両立がむずかしい」が 8.3 ポイント減少しています。

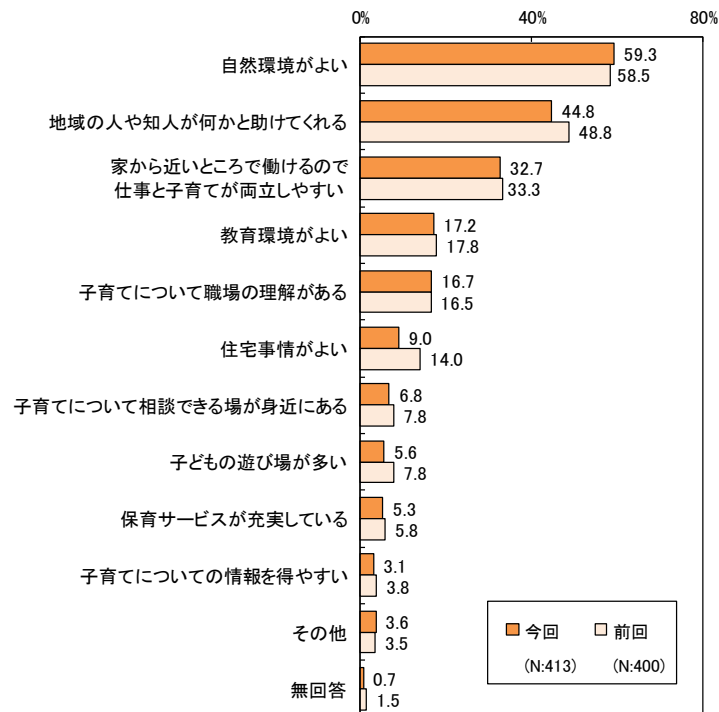
■香取市での子育てのしやすさ（小学生児童保護者調査）



香取市は、子育てをしやすいまちだと思うかについては、「そう思う」（6.6%）と「どちらかというと思う」（29.2%）を合わせると 35.8%となっており、「どちらかというと思わない」（30.7%）、「そうは思わない」（20.5%）を合わせた 51.2%を下回っています。

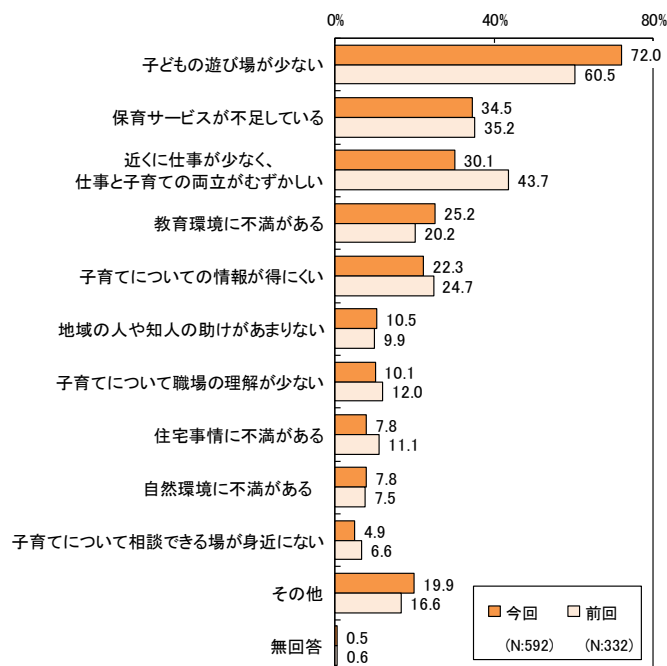
前回調査と比べると、子育てしやすいと「思う」と回答した人の割合が 12.3 ポイント減少し、「思わない」と回答した人が 11.3 ポイント増加しています。

■子育てしやすいまちだと思う理由（小学生児童保護者調査）



子育てしやすいまちだと思う理由は、「自然環境がよい」が 59.3%と最も多く、次いで「地域の人や知人が何かと助けてくれる」が 44.8%、「家から近いところで働けるので仕事と子育てが両立しやすい」が 32.7%となっており、前回調査と同様の傾向がみられます。

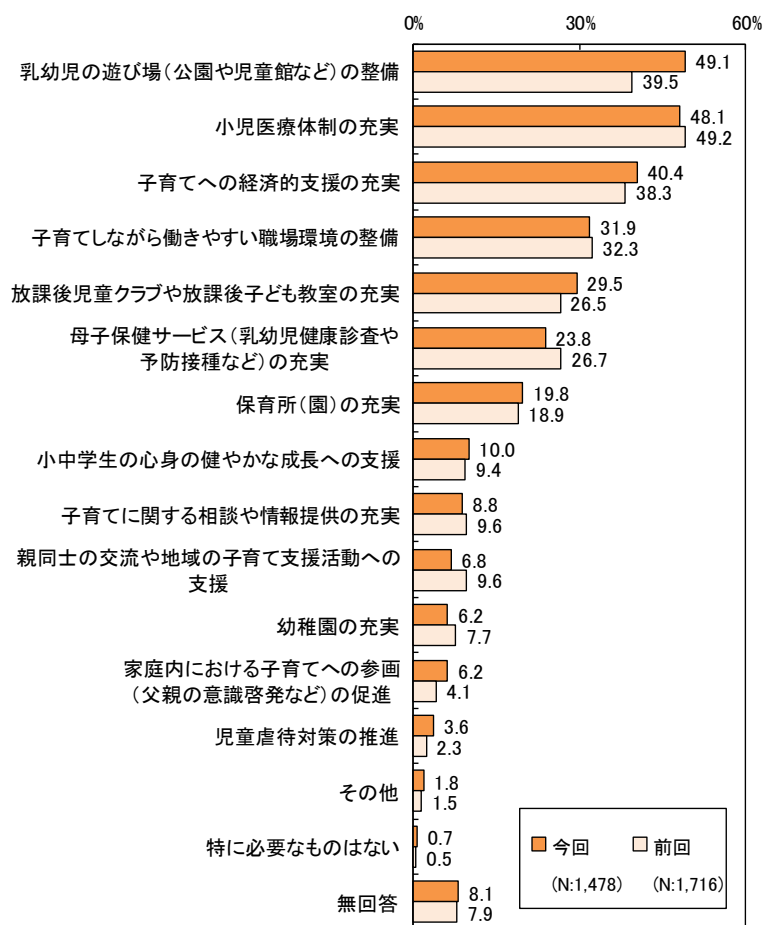
■子育てしやすいまちだと思わない理由（小学生児童保護者調査）



子育てしやすいまちだと思わない理由は、「子どもの遊び場が少ない」が 72.0%と最も多く、次いで「保育サービスが不足している」が 34.5%、「近くに仕事が多く、仕事と子育ての両立がむずかしい」が 30.1%となっています。

前回調査と比べて、「子どもの遊び場が少ない」が 11.5 ポイント増加し、「近くに仕事が多く、仕事と子育ての両立がむずかしい」が 13.6 ポイント減少しています。

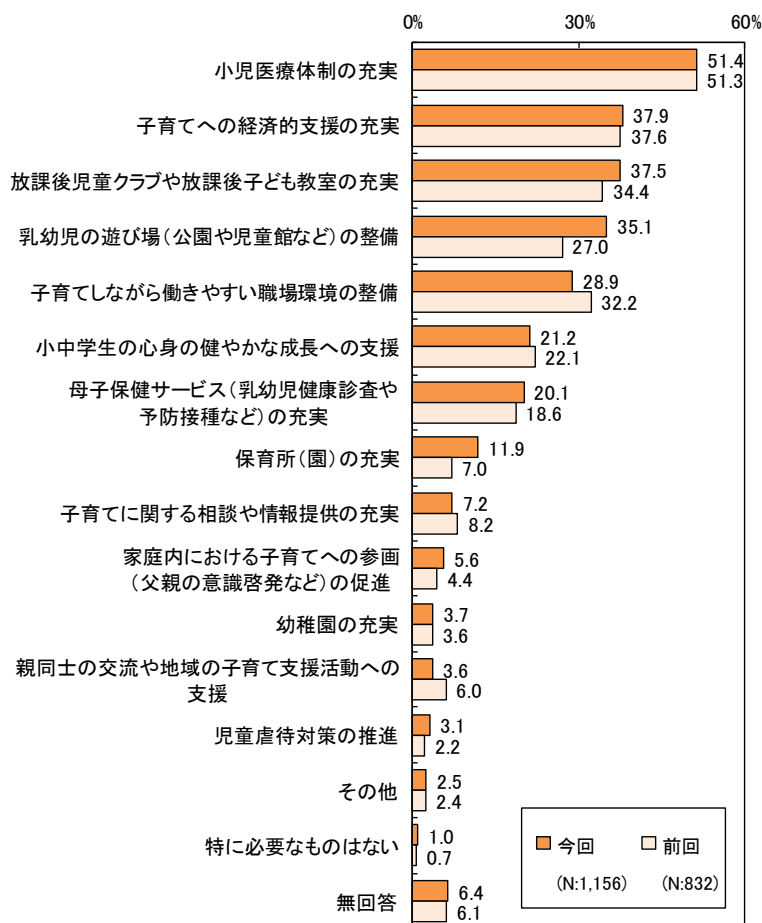
■今後重要だと思う子育て支援（就学前児童保護者調査）



今後重要だと思う子育て支援については、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」が 49.1%と最も多く、「小児医療体制の充実」が 48.1%、「子育てへの経済的支援の充実」が 40.4%となっています。

前回調査と比べて、同様の傾向がみられますが、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」については 9.6 ポイント増加しています。

■今後重要だと思う子育て支援（小学生児童保護者調査）



今後重要だと思う子育て支援については、「小児医療体制の充実」が 51.4%と最も多く、次いで、「子育てへの経済的支援の充実」が 37.9%、「放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実」が 37.5%となっています。

前回調査と比べて同様の傾向がみられますが、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」については 8.1 ポイント増加しています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

輝く笑顔！地域で支える子育てのまち 香取

今後も市として、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第1期計画における「輝く笑顔！地域で支える子育てのまち」の基本理念を継承します。

また、第2次香取市総合計画 前期基本計画では、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが、健やかに笑顔で生活できるまちを目指すとしており、そのためには、地域全体で子どもたちを見守り、育てていくという意識の醸成が必要となっています。

以上のことから、第1期計画の「輝く笑顔！地域で支える子育てのまち」の基本理念を継承し、香取市のすべての地域で子どもや子育て家庭を見守り支えていくという思いを込め「香取」を取り入れます。

2 施策の基本的視点

- 子ども・子育て支援法に明記されているとおり、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識とともに、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を進めます。
- 本市の子ども・子育て支援は、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものです。
- 子育て家庭を地域ぐるみで支援し、支援に支えられることによって、子どもも親も、また、市民までもが輝く笑顔で生活を送ることを目指すものです。

3 計画の体系図

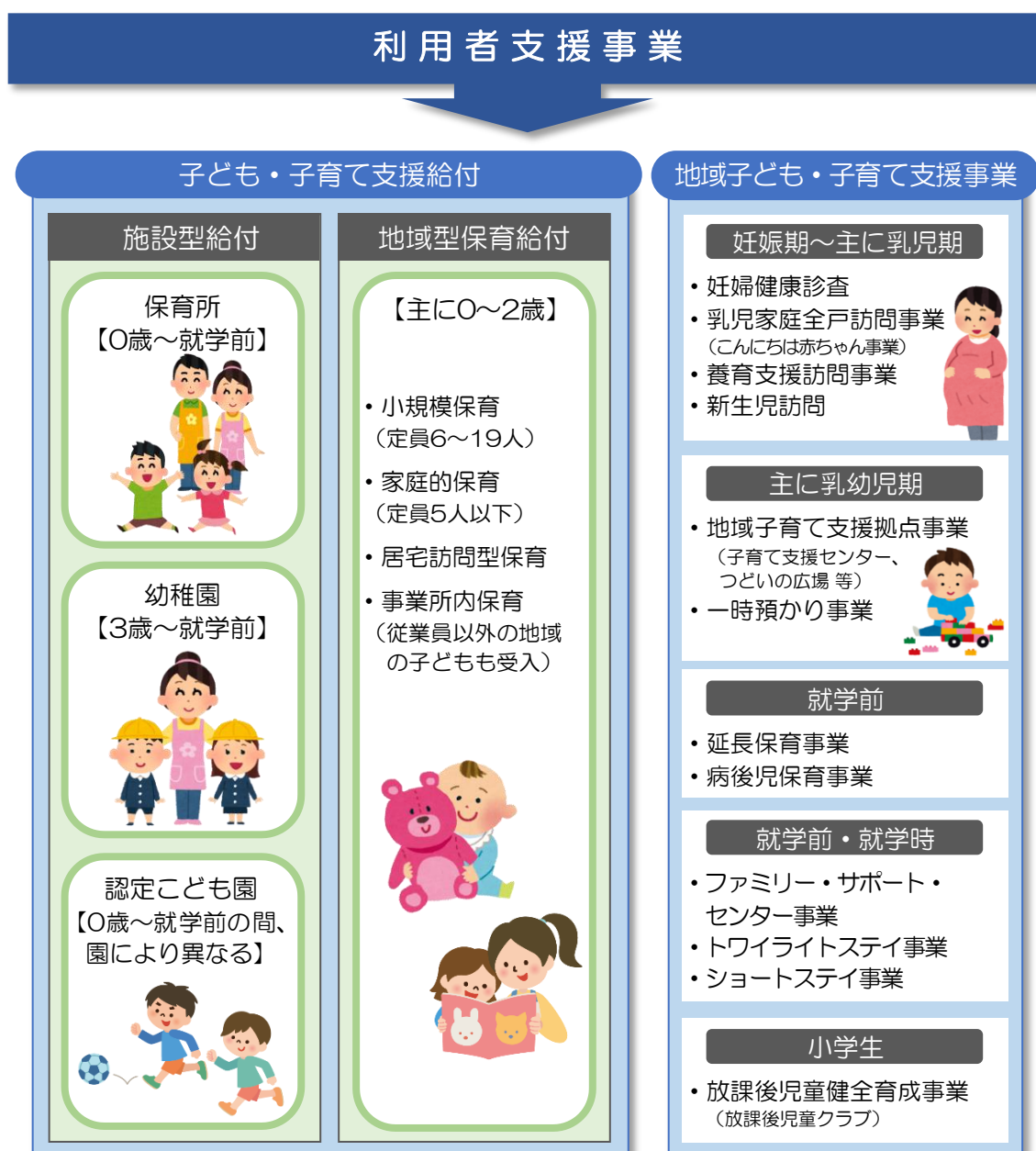
4 推計児童人口

第4章 施策の展開

1 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

子ども・子育て支援新制度のもとで市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込み及び確保の方策等を記載することとされています。本項では、これらの事業計画について示します。

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。



(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定する区域です。

本市の教育・保育提供区域の設定に当たっては、市の変遷や地理的条件、教育・保育施設の整備状況等を踏まえて、幼児期の教育・保育（子どものための教育・保育給付）のうち、2号認定及び3号認定並びに放課後児童健全育成事業については、「佐原地区」、「小見川地区」、「山田地区」、「栗源地区」の4区域を設定します。

その他の事業については、市全体を1つの区域として設定し、各事業の量の見込みと確保方策等を定めます。

■本市の教育・保育提供区域

事業及び対象年齢等			教育・保育提供区域
子ども・子育て支援給付	1号認定	3～5歳	市全体を1つの区域
	2号認定	3～5歳	「佐原地区」、「小見川地区」、「山田地区」、「栗源地区」の4区域
	3号認定	0歳、1・2歳	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	0～5歳、 1～6年生	市全体を1つの区域
	地域子育て支援拠点事業	0～2歳	
	妊婦健康診査	妊婦	
	乳児家庭全戸訪問事業	出生時など	
	養育支援訪問事業	児童、保護者、 妊婦	
	子育て短期支援事業	0～18歳	
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳、 1～6年生	
	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他の一時預かり	3～5歳 0～5歳	
	延長保育事業(時間外保育事業)	0～5歳	
	病児保育事業	0～5歳、 1～6年生	
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	1～6年生	

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

新制度では、教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

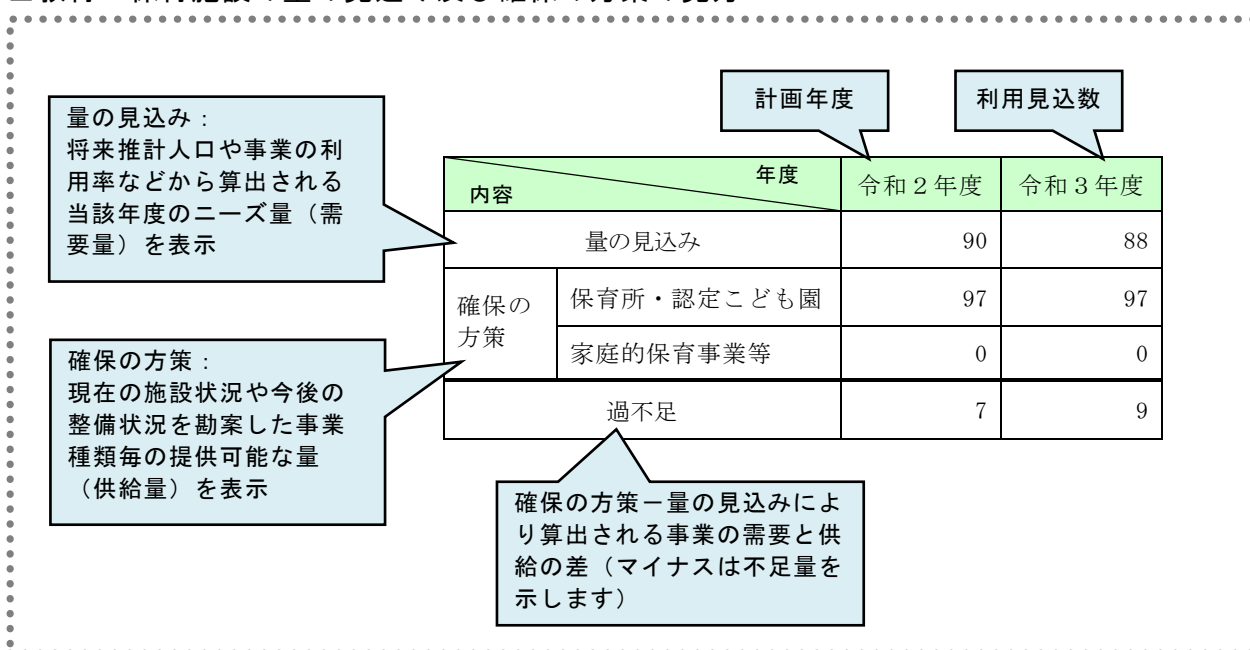
また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる施設及び事業などは、以下のとおりです。

■利用できる主な施設および事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園
2号認定 (保育短時間認定)			
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

■教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策の見方



① 認定こども園及び幼稚園（1号認定）

【事業概要】

満3歳以上の就学前児童の教育を行うもので、認定こども園は保育所と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。なお、幼稚園は新制度の施設型給付及び確認を受けない幼稚園（現行の私学助成を継続）の2種類となります。

【現状】

本市では、認定こども園4か所において、保育・教育の一体的な提供を実施しています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績					
確保方策					
特定教育・保育施設					
確認を受けない幼稚園					
過不足					

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用定員総数)					
確保方策					
特定教育・保育施設					
確認を受けない幼稚園					
過不足					

② - 1 認定こども園及び認可保育所、認可外保育所（2号認定）

【事業概要】

保護者の就労などにより家庭で保育できない子どもの保育を行うものです。なお、「特定教育・保育施設（保育所（園）・認定こども園）」、「認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）」の2事業があります。

【現状】

本市では、認可保育所 16 か所、認定こども園 4 か所において、家庭で保育のできない子どもの保育を実施しています。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績					
確保方策					
特定教育・保育施設					
認可外保育施設					
過不足					

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (必要利用定員総数)					
確保方策					
特定教育・保育施設					
認可外保育施設					
過不足					

②-2 認定こども園及び認可保育所、特定地域型保育事業、認可外保育所
(3号認定)

【事業概要】

保護者の就労などにより家庭で保育できない子どもの保育を行うものです。なお、特定地域型保育事業は0～2歳児までを対象とした「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4事業があります。

【現状】

本市では、認可保育所16か所、認定こども園4か所、小規模保育所1か所において、家庭で保育のできない子どもの保育を実施しています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績					
確保方策					
特定教育・保育施設					
特定地域型保育事業					
認可外保育施設					
過不足					

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用 定員総数)					
確保方策					
特定教育・保育施設					
特定地域型保育事業					
認可外保育施設					
過不足					

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

■地域子ども・子育て支援事業

事業		事業内容	対象年齢等
①	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	0～5歳、 1～6年生
②	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業	0～2歳
③	妊婦健康診査	妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に助産師・保健師・看護師・母子保健推進員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業	出生時など
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業	児童、保護者、 妊婦
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の連携強化事業	児童、保護者、 妊婦
⑥	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	0～18歳
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	0～5歳、 1～6年生
⑧	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	3～5歳
		保育所（園）その他の場所での一時預かり	0～5歳
⑨	延長保育事業（時間外保育事業）	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業	0～5歳
⑩	病児保育事業	児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業	0～5歳、 1～6年生

■ 地域子ども・子育て支援事業

事業		事業内容	対象年齢等
⑪	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	1～6年生
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	保護者
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び確保の内容は以下のとおりです。

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

「子育て世代包括支援センター」と「子育て支援課」の2か所で実施しています。

(単位：か所)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施か所数					

【量の見込みと確保方策】

(単位：か所)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
か所数					

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

【現状】

市内8か所の保育園、認定こども園等において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

(単位：人回/年、か所)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績					
実施か所数					

【量の見込みと確保方策】

(単位：人回/年、か所)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み					
確保方策					
か所数					

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

【現状】

定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心、安全な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期的に健診を受けるよう促しています。あわせて、妊婦健康診査受診票 14 回分を交付しています。

(単位：人、回/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績 ※ () は 延利用回数					
確保方策					
実施場所					
検査項目					
実施時期					

【量の見込みと確保方策】

(単位：人、回/年)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み ※ () は 延利用回数					
確保方策					
実施場所					
検査項目					
実施時期					

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師・看護師・母子保健推進員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

【現状】

市内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、保健師、助産師等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績					
確保方策					
実施体制					
実施機関					
委託団体					

※実施体制は、訪問に係る助産師・保健師・看護師・母子保健推進員等の人数

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み					
確保方策					
実施体制					
実施機関					
委託団体					

⑤ - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業です。

【現状】

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、市の関係課の保健師、助産師（委嘱）等が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績					
確保方策					
実施体制					
実施機関					
委託団体					

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み					
確保方策					
実施体制					
実施機関					
委託団体					

⑤ - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関が地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図ります。

【現状】

本市における要保護児童対策地域協議会では、実務者会議を開催しています。そのほか、必要に応じて個別検討会議を行い、要保護児童等に対する支援を実施しています。さらに、児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する対応のスキルアップを図るため、構成機関対象の専門研修を実施しています。

(単位：回)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績					

【量の見込みと確保方策】

(単位：回)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み					

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現状】

本市には、児童養護施設等が設置されていないため、保護が必要となる事案が発生した場合は、児童相談所等と連携し、対応しています。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績					
確保方策					

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み					
確保方策					

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

【現状】

本市では、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡・調整を実施しています。

（単位：人）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績					
確保方策					

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み					
確保方策					

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園及び保育所（園）その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

確保方策については、量の見込みに対して幼稚園や保育所（園）等の既存の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

ア. 幼稚園在園児を対象とした一時預かり

【現状】

本市では、幼稚園4か所及び認定こども園4か所において、預かり保育を実施しています。

(単位：人日/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績					
確保方策					

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み					
確保方策					

イ. 保育所（園）その他の場所での一時預かり（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

【現状】

本市では、保育所 8 か所及び認定こども園 1 か所に保育所 9 か所において、一時預かり事業を実施しています。

また、育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者に対してファミリー・サポート・センター事業を実施しています。なお、トワイライトステイ事業の利用実績はありません。

(単位：人日/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績					
確保方策					
一時預かり					
ファミリー・サポート・センター					
子育て短期支援事業					

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日/年)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み					
確保方策					
一時預かり					
ファミリー・サポート・センター					
子育て短期支援事業					

⑨ 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

【現状】

本市では、保育必要量（保育短時間・保育標準時間）の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合には、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。

このうち、保育所 10 か所、認定こども園 4 か所及び小規模保育所 1 か所では、保育標準時間である最大 11 時間を超えた受け入れを実施しています。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績					
確保方策					

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み					
確保方策					

⑩ 病児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

【現状】

本市には病児保育施設が設置されていないため、病児保育事業の利用実績はありません。

(単位：人日/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績					
確保方策					
病児保育事業					
ファミリー・サポート・センター					

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日/年)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み					
確保方策					
病児保育事業					
ファミリー・サポート・センター					

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

本市では、放課後児童クラブ 19 か所において、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成支援を実施しています。

また、障害のある子どもへの対応については、市の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めています。

(単位：人日/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績					
1～3年生					
4～6年生					
確保方策					
1～3年生					
4～6年生					

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日/年)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み					
1～3年生					
4～6年生					
確保方策					
1～3年生					
4～6年生					

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(4) 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

本市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、特定地域型保育事業を整備します。

(5) 関係機関との連携に関すること及び市の実情に応じた施策

本市は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(6) 職業生活と家庭生活との両立

本市は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

2 放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「新 放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示しています。

(1) 放課後児童クラブの実施状況

本市では、放課後児童クラブ 19 か所において、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成支援を実施しています。

(2) 放課後子ども教室の実施状況

本市では、放課後子ども教室を津宮小学校及び山田公民館の2か所で実施しています。

(3) 具体的方策等

本市においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子ども教室についても、令和6年度までに既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

今後、放課後子ども総合プランの推進に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施の足掛かりとして、ボランティア確保のために市民活動団体等への事業周知や、放課後児童クラブへの生涯学習の情報提供等を行っていくほか、施設（学習の場）の確保については、小学校の理解協力を得ながら余裕教室の活用等も検討しつつ、地域の実情を考慮しながら、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

また、障害のある子どもや特別な配慮を必要とする子どもの受け入れについては、専門機関等と連携を図りながら、子どもの育成支援及び療育を進め、子どもや保護者が安心して過ごせるよう配慮します。

3 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）

（1）子育て家庭を支援する地域づくり

すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。

①教育・保育及び子育て支援の充実

近年、働く女性は増加傾向にあり、就労形態も多様化しています。また、離婚率の上昇などからひとり親家庭は増加傾向にあります。子育て家庭においても、就労意欲は大変高く、安心して仕事と子育ての両立ができるよう多様なニーズに対応する必要があります。

保護者の高い就労意欲を踏まえ、広く市民が利用しやすい保育サービスを提供できる環境を整え、より一層の保育サービスの充実を図ることが必要になります。

【関連事業】

事業名	事業内容	担当課

②教育・保育施設の整備

本市では、待機児童をなくすためのサービス量を確保する取組を推進してきましたが、これからは、サービスの量的確保もさることながら、サービスの質的向上を図るため、保育士の研修や施設環境の整備改善が必要になります。

【関連事業】

事業名	事業内容	担当課

③教育・保育の交流・子育て支援ネットワークの整備

子育てを社会全体で支援するためには子育てサークルや関連団体、地域、保育所（園）、幼稚園、学校などが連携をとり、地域の子育てに関する情報や活動等の情報を分かりやすく保護者に提供し、協力して子育てを支援する環境整備が必要です。

このため、各関係機関、組織同士が連携して子育てに関するサービスと情報を共有し、効率的・効果的にサービスの提供を図ることが望まれます。

【関連事業】

事業名	事業内容	担当課

④情報提供・相談体制の整備

近年、少子化や核家族化が進み、周りに子どものいる家庭が少なくなり、地域では人と人とのつながりが希薄化する傾向にあります。そのような中、子育て中の家庭では、身近に相談できる人がいなかったり、子育てに関する情報が得られにくく、孤立感や育児不安を抱える場合があります。

特に在宅で子育てをしている人の孤立感や不安を軽減するため、気軽に相談することができ、また、適切なアドバイスを受けられる場所や保護者同士が交流し、情報交換や気分転換ができる環境が必要になります。

【関連事業】

事業名	事業内容	担当課

⑤親子のふれあいの場の整備

子どもたちにとっての遊びの重要性は既に周知のことですが、近年の少子化の進行などにより近くに同世代の友達がいなかったりことや都市化により遊び場が減少したことなどから、テレビゲームなど家庭内で遊ぶことが増え、屋外で自由に仲間と遊ぶ機会が減少しています。子どもや子育て家庭が、身近なところで安全にのびのびと遊べる環境の整備と維持管理が必要になります。

【関連事業】

事業名	事業内容	担当課

(2) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策等の充実

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、子育て世代包括支援センターを中心に、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策を通じた育児支援を推進するとともに、小児医療の充実や食育の充実を図ります。

①母子保健の充実

少子化や晩婚化に伴う晩産化の傾向が高まる中において、全ての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安全、安心に行うためには、健康診査や保健指導の充実を図り、関係機関との連携体制を整備するなど、母子が継続して健康の確保を図るための環境整備が必要となります。

本市では、平成 31 年 4 月に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期、出産前後、子育て期にわたって総合的相談など切れ目のない支援を行うための体制づくりに取り組んでいます。

一方で、親にとって妊娠や出産は大きな喜びである反面、描いていた理想の子育てと現実とのギャップや、責任の重さから多くの不安や悩みを抱えます。

妊娠期からの継続した切れ目のない母子保健サービスを一層充実させ、育児や子どもの発達に関する様々な不安や問題を早期に発見し、継続した支援がより一層求められています。

【関連事業】

事業名	事業内容	担当課

②小児医療の充実

感染症の流行や突発的な病気、不慮の事故などへの不安から、小児医療に対する保護者の期待は依然として高いものがあります。

かかりつけ医においては単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、育児に関する相談を行うとともに、予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が求められています。

小児科専門医の減少が懸念される中であって、小児医療の充実を目指すためには、近隣の自治体や医師会との緊密な連携を図ることが求められます。

さらに、適切に医療機関を受診するため、保護者へ家庭での初期診断知識の普及や子どもの発育を継続的に観察する、かかりつけ医を持つことの推進も必要です。

【関連事業】

事業名	事業内容	担当課

③食育の充実

近年、私たちの食生活をめぐっては、朝食の欠食等での食習慣の乱れ、脂肪の取りすぎや野菜不足等の栄養の偏りが目立つようになり、生活習慣病の増加や肥満、過度のダイエット等、様々な問題が起こっています。こうした問題に対応するため、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの食を営む力を育む食育の推進を図る必要が一層大きくなっています。

また、母子の健康を確保するため、妊娠前からの適切な食生活に向けての支援もより重要になってきています。

本市では、「健康かとり 21(健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)」を策定し、食育を総合的かつ計画的に推進しています。

また、ママパパ教室や乳幼児健康診査などでの栄養指導や相談など、管理栄養士が指導に当たることで食生活の基盤づくりを図っています。

今後も引き続き、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの食を営む力を育めるよう、食育の推進を図る必要があります。

【関連事業】

事業名	事業内容	担当課

(3) 支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取組

すべての子どもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする子どもやその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

① 障害児や発達障害を抱えた子どもやその保護者に対する支援

近年、「障害者基本法」や「児童福祉法」の改正に伴い、障害のある子どもや発達に遅れのある子どもへの様々な支援体制が整備されてきました。

障害のある子どもや成長・発達に支援が必要な子どもたちに対し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援が求められています。

本市では、「香取市第3次障害者基本計画」、「香取市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」に基づき、乳幼児健康診査などで障害の早期発見に努め、一貫性のある支援を目指しています。

また、保育所(園)、認定こども園などに通園する障害児の健全な成長を促進するため、県が実施している施設支援指導事業を活用し、保育士の障害児に対する理解を深め、障害児保育の充実を図っています。

今後も、障害の早期発見・早期療育を促進するとともに、身近な地域において、障害の特性に応じた療育を受けるための専門的な支援を充実していく必要があります。

さらに、発達の段階に応じた適切な支援が求められていることから、障害のある子どもを支えている家族に対する支援も必要です。

障害の有無に関わらず、ともに身近な地域で安心して成長できるよう、保育所(園)、幼稚園や学校などへの障害児の受け入れの推進が重要になります。

【関連事業】

事業名	事業内容	担当課

②児童虐待の予防と早期発見・早期対応の体制の充実

児童虐待は、大きな社会問題となっており、本市のみならず全国的にも虐待件数が増加する傾向にあります。児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感、保護者自身の日常生活におけるストレス、地域における家庭の孤立化からくる子育て機能の低下が複雑に関与しています。国では、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関の連携強化を含めた「児童虐待防止法」改正に向けた取組を進めています。

本市では、子育て世代包括支援センターを中心として、子どもとその家族及び妊産婦を対象に、より専門的な相談を行い、特定妊婦や保護等が必要と思われる児童に対して、必要な支援をしています。

また、児童相談所、教育委員会、民生委員・児童委員などの協力によって、さまざまな相談に応じながら子どもへの虐待予防、早期発見、早期対応に努めています。

さらに、対応が困難なケースについては、福祉、保健、教育、警察などの関係機関によって構成する要保護児童対策地域協議会においてケースに応じた支援のあり方を協議し、問題解決に当たっています。

引き続き、親子を孤立させないよう、身近に相談できる場の充実を図り、地域社会の中で見守っていく体制づくりが求められています。

【関連事業】

事業名	事業内容	担当課

③子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。

国では、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長する社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、さらに、同年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

今後も、貧困が世代を超えて連鎖することがない社会を実現するため、地域の実情を踏まえ、関係機関等と幅広く連携しながら、より実効性の高い子どもの貧困対策に取り組むことが必要です。

【関連事業】

事業名	事業内容	担当課

④経済的支援・自立支援

妊娠・出産から、日々の子どもの成長を見守ることで子どもを持つこの上ない喜びを感じている反面、子育て中の保護者は子どもが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなっています。

本市では、児童手当の支給を始め保育料の軽減、幼稚園就園や小中学校就学に当たっての援助をするなど、経済的負担の軽減に努めています。

今後も厳しい財政状況の中において、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた経済的支援をいかに効果的に実施できるかが課題です。

一方、近年、離婚率の上昇に伴ってひとり親家庭は増加の傾向にあります。特に母子家庭の場合は、厳しい社会経済情勢の中、母親が就業面で不利な状況に置かれることが多く経済的基盤が脆弱であり、その生活は厳しいものとなりがちです。

また、ひとり親家庭の育児負担は両親のいる家庭と比べて大きく、身近に頼れる人がいない場合など負担は更に大きいものとなります。

引き続き、子どもの健全な成長やひとり親家庭の自立を促進するために子育てや生活を支援する必要があります。

【関連事業】

事業名	事業内容	担当課

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進により目指していく子ども・子育て支援とは、第一に子どもの健やかな成長が保障され、保護者は子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。それにより、保護者の子育ての責任が果たされると同時に、幼い我が子と向き合い、しっかりと子育てに取り組める親としての権利が守られることにもなります。

そのため、本市では、庁内関係各課や教育・福祉・保健医療の関係機関等との連携を図りながら、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする計画に掲げた事業・施策の総合的な実施を図ります。

また、すべての市民が、子育ての最も大きな責任は父母をはじめ保護者が有することを前提としながらも、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

(1) 家族の役割

家庭では十分な愛情をもって子どもに接しながら、人としての基本的なしつけや社会のルールを教えるなど、子どもの育ちに責任をもつことが大切です。さらに、保護者自身が地域の中で、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、地域の子育て支援に対し役割を果たしていくことが求められます。

(2) 地域の役割

すべての市民が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、地域全体で子育てを支援し、子どもの成長を地域全体で見守っていくことが求められます。

また、家庭、地域、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校などの子どもの生活の場が相互に連携し、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要であり、特に教育・保育施設は、地域に開かれたものとなり、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

(3) 企業の役割

子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、保護者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援などを通じて、保護者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

2 計画の進捗管理

計画期間中は、子育て支援課が事務局となり、「香取市子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、市民や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行を管理していきます。

なお、庁内の推進体制として、各施策・事業の現場担当者等で構成する部門横断的な進行管理会議の設置も視野に入れ、各部署間の情報共有と有機的な連携に努めます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、進行管理事業等の施策・事業の実績などを用いて実施し、取り組みの改善につなげていきます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

3 計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、市民や職域などそれぞれが協働し、地域一丸となって子育てを支えるまちづくりを目指すものです。

本計画が市民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、本計画の内容については、市のホームページ、広報紙等を通じて広く周知します。